

申し合わせ事項

岡山県留学生交流推進協議会総会承認

「平成 7 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 8 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 16 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 17 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 18 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 19 年 4 月 1 日 一部改正」

「平成 21 年 5 月 1 日 一部改正」

1. 推進協議会の運営について

原則として次のとおりとする。

推進協議会 年 1 回開催

運営委員会 年 1 回開催

2. 推進協議会構成員について

(1) 推進協議会要項第 3 第 1 項第 2 号に掲げる機関は当面次のとおりとする。

岡山学院大学

岡山県立大学

岡山商科大学

岡山理科大学

川崎医科大学

川崎医療福祉大学

環太平洋大学

吉備国際大学

倉敷芸術科学大学

くらしき作陽大学

山陽学園大学

就実大学

中国学園大学

ノートルダム清心女子大学

美作大学

川崎医療短期大学

津山工業高等専門学校

(2) 推進協議会要項第 3 第 1 項第 3 号に掲げる機関は当面次のとおりとする。

広島入国管理局岡山出張所

岡山県

岡山市

倉敷市

津山市

高梁市

- (3) 推進協議会要項第3第1項第4号に掲げる団体は当面次のとおりとする。

岡山県経済団体連絡協議会

岡山県商工会議所連合会

岡山県経営者協会

(社)岡山経済同友会

(社)日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会

岡山県中小企業団体中央会

- (4) 推進協議会要項第3第1項第5号に掲げる団体は当面次のとおりとする。

(財)岡山県国際交流協会

- (5) 推進協議会要項第3第1項第6号に掲げる団体は当面次のとおりとする。

(社)岡山県国際経済交流協会

岡山市国際交流協議会

小林外来留学生奨学財団

岡山青年国際交流会

国際ロータリー第2690地区

ライオンズクラブ国際協会336-B地区

国際ゾンタ26地区エリア4岡山ゾンタクラブ

倉敷国際親善協会

- (6) 推進協議会要項第3第1項第7号に掲げる団体は当面次のとおりとする。

(独)日本学生支援機構中国四国支部

3. 運営委員会構成員について

- (1) 運営委員会要項第3第1項第1号に掲げる委員は当面次の機関又は団体から推薦された者とする。

[推進協議会要項第3第1項第1号]

岡山大学

[推進協議会要項第3第1項第2号]

岡山理科大学

ノートルダム清心女子大学

吉備国際大学

岡山商科大学

倉敷芸術科学大学

山陽学園大学

津山工業高等専門学校

[推進協議会要項第3第1項第3号]

広島入国管理局岡山出張所

岡山県

岡山市

津山市

高梁市

[推進協議会要項第3第1項第4号]

岡山県経済団体連絡協議会

岡山県商工会議所連合会

岡山県経営者協会

(社)岡山経済同友会

[推進協議会要項第3第1項第5号]

(財)岡山県国際交流協会

[推進協議会要項第3第1項第6号]

(社)岡山県国際経済交流協会

岡山市国際交流協議会

岡山青年国際交流会